

(第八部)

第四十回  
国会

参議院農林水産委員会會議録 第三十七号

(四〇二)

昭和三十一年五月四日(金曜日)

午後四時三十分開会

委員の異動

本日委員木島義夫君及び佐多忠隆君辞任につき、その補欠として石谷憲男君及び戸叶武君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂嘉君  
理事 石谷 憲男君  
櫻井 志郎君  
安田 敏雄君  
森 八三三君

委員

青田源太郎君  
植垣弥一郎君  
岡村文四郎君  
重政 庸徳君  
柴田 栄君  
田中 啓一君  
谷口 慶吉君  
仲原 善一君  
温水 三郎君  
藤野 繁雄君  
大森 創造君  
小笠原二三男君  
北村 暢君  
清澤 俊英君  
戸叶 武君  
天田 勝正君  
千田 正君

国務大臣

農林大臣 三木 武夫君  
臨時代理 中野 文門君

農林政務次官 坂村 吉正君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

農林省農地局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 庄野五一郎君

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

この際、理事の補欠互選を行ないます。互選は、便宜上委員長から指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないと認めます。よって、委員長は、理事に石谷憲男君を指名いたします。

○委員長(梶原茂嘉君) 農地法の一部を改正する法律案(第三十九回国会開法第六六号)、農業協同組合法の一部を改正する法律案(第三十九回国会開法第六七号)、以上いずれも衆議院送付の二案を一括議題といたします。

両案について御質疑のあり方は、順次御発言願います。

○清澤俊英君 議事進行。何か聞きま

すと、質疑強行打ち切りをされるような話を聞いておりますが、理事の安田君の話を聞きますと、そういう約束はしてない。あまり不穏当じゃないかと思う。質問は委員長に申し上げたとおり全部残っている。そういうお取り

きめはないでしょう。

○委員長(梶原茂嘉君) 別段安田君との間に取りきめはいたしておりません。

○小笠原二三男君 野党側の理事との間には取りきめをしておらぬ。むろん聞いたこともないことです。安田君は取りきめしなかったのは当然のこと

と思ふのですが、先ほどの理事会のお話を聞くと、進行上について何か本日に質疑を打ち切りた

ような意向が委員長から出たからか表明されたというのを聞いたので、私はなほ失礼でありましたが、安田理事を難詰したのです。少なくともこれだけの重要法案を審議する過程において、関係参考人を呼んで問題点について意見を聞くことを、そういうような審議を尽くすという事を理事諸君が協議しないで、そしてきょう中に質疑を打ち切ってしまう、未熟の間にそういうようなことをおやりになるということについて、非常にこれはへんてこな運営だと、少なくとも衆議院においても参考人を忙しい中であつてもお呼びになつて十分意見を聞くという過程があつてこの法案が通つてきてお

る。したがつて通すということについてお考えの政府与党としてつやっぱりしかるべく順序を立てられて審議を尽くすということでお取り扱いをしたらいかかかと、ずいぶん非常識なことをお話し合ひになつたものだと考へて、またそういう点について、安田理事が積極的な諸提案をすべき準備を持つておりながら、あえて攻勢をかけたという

ような事態になつたことは遺憾だと思ふ。事実そういう話があつたのです。か、なかつたのですか、あつたといふば、私は本席を借りて積極的に別な提案をしたいと思ふのです。委員長にお伺ひしたい。

○委員長(梶原茂嘉君) 安田理事から

お聞き取りを願つたとおりであります。

○小笠原二三男君 ということは、どういふことですか。

○委員長(梶原茂嘉君) これまでの理事会におきま

お聞き取りを願つたとおりであります。

○小笠原二三男君 ということは、どういふことですか。

○委員長(梶原茂嘉君) これまでの理事会におきま

すましては、安田理事はもろろん御承知なんでありまして、安田さんからそれぞれ御連絡があつたことと存じます。

○小笠原二三男君 そんな、同僚委員として委員長はどんなに偉いかしらぬけれども、役人みたいな紋切り型なことを言わんで、審議に協力してくれというなら詳しく経過を話したらどうですか。速記をとめても何でもいい。

○委員長(梶原茂嘉君) ちよつと速記をとめて。

〔午後四時九分速記中止〕

〔午後四時四十六分速記開始〕

○委員長(梶原茂嘉君) 速記をつけ

て。

御質疑はございませんか。――御質疑はないと認めます。

それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のあり方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○安田敏雄君 私は日本社会党を代表いたしまして、議題になつております農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に対して反対の意見を申し述べたいと思ひます。

今回の改正案は、農地法の基本原則に沿いつつ、自立農家の育成、協農化の促進をはかり、また農業従事者の転

職を容易ならしめるように農地の流動化を確保するものであるということに明らかにしておりますが、農地法の原則とはどんなものであろうかという点があるわけでございます。農地は、その耕作みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護する、こういうように農地法というものは述べているわけでございます。それを今回の改正案におきましては、一部の比較的大農だけを対象とするような自立農家の育成をはかっている感じがするわけでございます。たとえば農業基本法にうたはれておりますところの自立経営という問題がありますけれども、一体自立経営をいたしますに近代家族の構成というようなことがやはり問題にならなければなりません。ところが、今日の農家の現状を見ますと、親夫婦、長男夫婦、まあこういうような形があるわけでございまして、これは今日の家族制度のもとではその問題はもう後退しておるわけでございまして、一体近代的な家族構成とはどういふものかといふことです。と、やはり夫婦二人に子供二人とか三人とか、しかもそれが農業をするにはそれが中心になったところの自家労働、まあこういうことにならうかと思うのでございます。そういう自力の自家労働に對しまして内地三町歩以上、北海道十二町歩以上の農地を今度は上限を撤廃いたしまして、そしてこれに農地を保有せしめるといふようなことが、はたして今後において自家労働を中心としたところの農業経営に当たられるかという問題が出てくるわけでございます。これらの問題

は、家族制度の上からいっても、根本的に再検討されなければならぬのでございまして、特に今回の農地法の改正におきまして、一般の会社に農業法人の資格を与えるわけでございしますが、農業生産者にばかりでなくて、そういうふうにはほかの会社にも与える、すなわち合名会社、合資会社、有限会社等にも農業法人としての資格を与える。ただ、その中で株式会社だけが削除せられておるわけでございしますが、なぜ株式会社を削除したかというような問題もあるわけでございします。そこで、すでに政府からいただいた資料の中にも約四百何千の協業を営んでおるところの、資料の中にも株式会社は四十幾社あるわけでございしますが、これらの問題の処理は一体今後どういふようになりまして、政府の所得倍増計画におきまして、将来二町五反以上の自立経営農家を百万戸作る、そして十年後には農業総生産を二兆四千萬に持つていくと、まあこういうことでございします。そういうような中において二町五反の農家を百万戸作るということになって、それらの人たちの粗収入が百万円だと、こういう倍増計画の内容のようでありまして、それを考えますと、自立経営農家百万戸だけで約一兆円を粗収入に持つていくわけでございします。そうしますと、残りの一兆二千万というものは、これは残りの農家で分けなければなりません。かりに六百万農家としますと、五百万戸が一兆二千万を分けると、農家一戸当たりの粗収入というものは二十二、三万ぐらいいかならぬ。

まあこういうことになりまして、これは所得倍増計画の恩恵に浴せぬ、まあこういう問題が考えられるわけでございします。しかもそういう自立農家を百万戸ふやしていくということにすれば、かりに農家が二町以上の農家が現在三十八万戸日本の中にあるわけでございしますけれども、百五十万町歩という土地を今後は自立経営農家に与えなければなりません。そうしますと、かりにこの地価を二十万円と想定いたしますと、約三兆円という金になるわけでございします。ところが、現在の農地の価格というものは、おそらく二十万円というような安値段ではございしません。高いところによりましては四十万、五十万もするやうな問題もあるわけでございします。そういうような場合を考慮いたしますと、三兆円というやうな、こういう以上、あるいは三十万円とすれば四兆五千億という膨大な金がかかります。これが、これらの土地を購入するところの代金は一体どこから出てくるのか、はたして政府がそういうやうな土地購入代金を、これを将来自立経営農家のために保障し得られるのかどうかという疑点が出てくるわけでございします。しかもそういう中において、かりに自己資金でもって土地を購入したというやうな農家がありまして、それはせっかく土地を得たとしても、今後における生産手段であるところの農機具その他のいわば問題にも自己資金が要るわけでございしますから、結局土地は得ましたものの営農はできない、生産性の向上ははかり得ないといういわゆる資金

面において行き詰まりが生じてしまふ、こういうやうなことも考えられるわけでございします。そういう意味からいたしまして、私どもはすでに社会党におきまして過ぐる国会におきまして農業基本法を提案いたしました。しかし、われわれの農業基本法は、国会の構成分野の中ではついにほうむり去られたわけでございまして、まことに残念ではございしますが、私どもにおきましては、やはり農地は農民に保有せしめる、そしてこれは共同管理をしていくのだという、こういう基本原則を打ち出しているわけでございします。しかも生産につきましては、農民みずからが作るころの農業、いわば生産組合を中心にしていく、たとえばその単位は十戸ぐらいい、今度の政府の改正案は、大体五戸を最低の基準単位としているやうでございしますが、そういうやうないわば農民みずから農業に従事するといふものを中心にしたしまして今後の構造改革に對処していくという、こういう考え方を持つておるわけでございしますが、そういう点と今回のいわば改正案とはほど遠い感じがするわけでございします。特に今回政府が三十六年度に指定いたしました農業構造の改善事業、すなわち主産地形成というやうな問題もあるわけでございします。これらにつきましては御存じのやうに、本年度九十二のパイロット地区、二百市町村の一般地区の指定、こういう問題が出ております。それは政府で推進しているわけでございしますが、これらの問題につきましても、従来は特別地区におきましても地元負担が、パイロット地区におきましても地元負担が二千万円、政府の補助が三千

五百万円、近代化資金が三千五百万円、それから一般市町村におきましては一億一千万円の事業費のうち地元負担が二千万円、政府補助金が四千五百万円、また近代化資金が四千五百万円、こういうことで主産地を形成するわけでございしますが、私はこれだけでは農業構造の改善が不十分であると思ふのでございします。御存じのように、すべて畜産物におきましても、あるいはその他の果樹におきましても、あるいは生産できるという、最低の生産というのと、もう一つは農家が最低の生活が保障し得るといふ、こういう基本線に立ったところの価格が保証されなければならぬわけでございします。そういう中にもかかわらず、そういうやうな流通機構の問題はさらに取り上げられないで、いわばただ基盤整備をする、そしてそこへ主産地形成をするということになります。その農業構造の基盤整備をやつた地区内におきましても大農と小農との間の、たとえば果樹をやる場合におきましても、片方の自己資金のあるものはいわば温室の果樹園を作る、ところが、貧農のほうはやつとこビニールのハウスを作るというやうなことで、そこにお互いに自然的に格差が生じてくるという問題もあるわけでございします。しかもこの価格の保証がないために、現在では政府の推進するところの構造改善事業に對しまして、たとえば養蚕地帯におきましては補助が一貫目二千円を保証されなければ、どういふ形におきましても三千五百万円なり、四千五百万円の近代化資金の借金というものは、いわば農民負担のものになつてし

まう、こういうやうなことが今日いわれておりまして、むしろ返上の機運が

しまして自主的にその生産の発展に尽くしておるといふ農業協同組合の

そうして直ちに出貨したものに對しま

達成するための国の施策として、農業

開いて農地等の協力をして

まう、こういうようなことが今日いわれておまして、むしろ返上の機運さえも出ておるわけでございます。そういう意味合いからいたしまして、もう少しこの農地の問題につきましては、今後十分に検討していくべきものがあるのではないかとように思うわけでございます。この意味におきまして、実は前の国会から二回継続審議に本法案はなっておりますわけでございますが、この間におきましては、相当日本の経済界も、あるいはまた農業の状態も、さらにはまた貿易自由化によりまして相当大きな変革を生じつつあるところの状況にあるわけでございますから、当然もう少し法案の整備をすべきではなかったかということ指摘しなければなりません。

また、農業協同組合の一部を改正する法律案でございますが、これは論議の中においてもそうでございますが、農業協同組合と農業生産法人との間におきまして、将来必ず摩擦が生ずるといことが種々論議されておるわけでございますが、これはまさにそのとおりでございます。こういう意味合いからいたしまして、私はこれらの問題につきましては今後十分検討の上に対処していかなければならないと思う次第でございます。

さらに、農業協同組合に土地を信託する問題があるわけでございまして、はたして農業協同組合に土地を信託することが妥当であるかどうかというところでございます。信託業法との問題も考慮するならば、なおさらそういう疑点が出てくるわけでございまして、今日の農協の状態を見ましても、真に農民のためにサービス機関といった

しまして自主的にその生産の発展に尽くしておるとい農業協同組合もありますけれども、一面におきましては組合の経営安定のためにその運営をしておる、こういうような組合も現実の問題としてはあるわけでございます。そういう中でこの信託の問題等につきましても、はたして完全な運行ができるのか、あるいはまた信託された土地を一体どういう調査に基づいていかなるものにこれを売り渡していくのかという将来現実の問題にぶつかつたときにおきましては、相当運営上困難性をきわめるではないかということも予想されるわけでございます。

まあ、いろいろ申し上げたいことがございまして、特に、これは清澤委員のほうからいろいろ指摘があつたわけでございまして、農業生産法人に農事組合にかかるところのいわば税の負担の問題でございますが、これらにつきましても私は十分もと再考しなければならぬと思つてございまして、この場合は、実はたとえば、私も先日ちよつと触れましたが、畜産物の振興だといふようなことによりまして、わが国の飼料は足りませんから、これを外国から輸入する。濃厚飼料を輸入した場合におきまして、その飼料を保税工場が取り扱いましたときに配合飼料にいたします。その際、濃厚飼料を全部飼料に使うのだということが検査官によって認められた場合に、初めて関税がかからないで無税になる、こういうような特別の優遇があるわけでございまして、今日、農業構造改善のいわば重要な時期に際会いたしまして、農事組合に加入する、すなわち農業生産法人の中に自分が出資いたしまして、

そうして直ちに投資したものに對して課税をするというようなことは、特に今後避けなければならぬと思つてございまして。今日、農業が曲がりかどにあるといわれておりますときに、農業の生産基盤を拡大して、そうして農民にいわば最低の生活保障が得き得るという、農産物の価格を安定する、こういう主眼点に立つたならば、今回の農地法の一部を改正する法律案と、農業協同組合法の一部を改正する法律案については、さらに最近の農業事情にかんがみまして、再考してもつとしかりしたものを提案すべきではなかつたかといふことを私も申し上げたいのでございまして。

いろいろ申し上げたいわけでございしますが、以上簡単にございしますが、本二法案についての反対理由とする次第でございます。

○櫻井志郎君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております両法案に賛成の意を表し、その趣旨を簡単に申し上げたいと存じます。

今回の両法案について、過日、衆議院農林水産委員会において、日本社会党の推薦者をも含めて四人の参考人から意見が求められた際、四人の参考人全部が両法案に賛意を表し、一日も早く成立することを希望された向きもあつたこと等からいたしまして、民意のおもむくところ、きわめて明瞭である。

（その討論はおかしいぞと呼ぶ者あり）おかしくない。

農業基本法では、国の政策の目標を

達成するための国の施策として、農業生産の選択的拡大、農業生産基盤の整備、農業構造の改善等八項目にわたる事項を掲げ、国はその政策全般にわたる必要な施策を総合的に講じなければならぬことを明らかにし、特に農業構造の改善、すなわち、農業経営規模の拡大、農地の集約化、家畜の導入、機械化、その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化をはかること並びに家族農業経営の発展と自立経営の育成及び協業の助長を明定しておるのであります。

政府及び自民党におきましては、農業基本法を尊重し、その実施に遺憾なからしめ、これが成果の十全を期し、すでに農業近代化資金、農業基盤整備、畜産物価格安定、その他もろもろの施策の実施に努め、必要なる算的、資金的諸措置の整備並びに推進に非常な熱意を持って懸命な努力を続けておるのでありまして、農家の努力と相待つ、これによりわが国農業の近代化及び合理化並びに農業生産力の発展が期待されるのであります。

しかし、今回の両法案は、農業構造改善の裏づけ的な法制措置として、農業基本法が規定する農地についての権利の設定または移転の円滑化の方針にこたへ、農地法の基本的な原則は堅持しつつ、農地等の所有及び移転等の制限を緩和して、一方においては自立家族農業経営の育成に資し、他方、農事組合法人、その他の農業生産法人に農業の経営に伴う農地の取得を認めて農業経営規模の拡大及び資本装備の高度化に寄与するとともに、農業協同組合に農地等の貸付または売り渡しの方法による信託事業を行なう道を

開いて農地等の流動化を促進しようとするものでありまして、その構想とその意図するところはまことに適切でありますので、心から賛意を表するものであります。

そこで、この実施にあたりまして、私は次に申し上げます附帯決議案を皆さんの御同意を得、御賛成を得たいと存じます。

次に附帯決議案を朗読いたします。政府は、この法律の施行に当り、次の事項につき遺憾なからしむべきである。

一、農業構造の改善に必要な農地等の流動化を促進するため、長期低利の資金の拡大等画期的な措置を講ずること。

二、農事組合法人の育成に努めるとともに、農業協同組合との間の調整に万全を期し、両者の健全な発展に資するため法人税等の減免及び低利資金の融通を図ること。

以上でございます。

○委員長（堀原茂喜君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（堀原茂喜君） 速記を始め

○清澤俊英君 議事進行について。そういう公式の場合に、今櫻井君から指摘されたようなことは取り消してもらいたい。この前の基本法においては、かつてそうですよ。三十条を逐条審議するといふ話し合いで、わずか六条がそこらしかやらぬうちに打ち切つたですよ。今度だつてそうですよ。まだ残されているものは山ほどありますよ。ですから、あなた方のいろいろの

事情もまあ勘案してきようは上げてしまおうと、こういうのはどうしてくれのです。われわれはまだやりたいのです。ないのじゃないですよ。完全な審議はまだ済んでおりません。ですから、いかに、そういう妙くりんなことをやられては、われわれは承諾できませんよ。取り消して下さい。

○委員長(橋原茂壽君) 清澤君に申し上げます。ただいまの件に關しましては、速記録を早急に見まして、委員長において善処したいと思ひます。

○小笠原二三男君 私は、委員長が委員会の権限で善処するよりも、今後長きにわたって、自民党と社会党がなくなれば限りは、この委員会の運営はやつていくのだよ。われわれ不満であつても、理事会の決定だといふことも、また野党の言ひ分も通して、お互い一方的な運営をしないで今日までやつてきて、そうして、いろいろの不満や事情がある中に、こうして採決の段階に入つたのです。一方的に社会党の責任で審議が延ばされて法案の成立がおくれたんといふことは、お互いの理事者として委員会の運営に責任を持つ者として、そんな発言は不当です。侮辱ですよ。

○櫻井志郎君 私は、社会党といふことは一つも言つておりません。しかし、委員長におまかせしてけっこうです。

○小笠原二三男君 あなた自身、今後の運営を考えたなら、ちよつと言ひ回しの足りなかつた点があるとかんたかといふ発言をして、委員長によりしく善処してくれといふくらしいのをやつて下さいよ。わからぬじゃないか、速記がなければ、だめじゃないか、速記を起こしてやつてくれよ。審議権を侮辱するんじゃないよ。

○櫻井志郎君 私の発言について誤解を招いた点があると思ひます。言葉が足りなかつた点があると思ひます。その点について、委員長において誤解のないように善処されるように、委員長におまかせします。

○天田勝正君 私は民社党を代表いたしまして、農地法の一部改正、農業協同組合法の一部改正、両法案の賛成をいたし、かつ、ただいま櫻井君から提案のありました附帯決議にも賛成をいたします。

わが党は、昨年農業基本法を提案をいたし、これは自民党、わが党、社会党それぞれの案が提案されたわけでありませんが、その立場からいたしますならば、もともと根本の法律であります基本法の政府案に反対したのでありますから、そこで、今回の両法案の改正におきまして、基本法を裏づけるという建前からするならば、微温的と言わざるを得ないのであります。さうなことでありますならば、今後一切の農業基本法に關連した法律に反対あるいは阻止をせざるを得ません。しかるに、今日の事態は各委員がそれぞれ指摘されております他産業と農業との所得の格差はますます開きつつあるのみならず、特に大都市の近郊といわれております私の埼玉県あたりでさえも、市街地とわずかに二キロないし三キロ程度離れた土地におきましても三年前から見ると、土地価格が半分に下がり、あるいは三分の一に下がつておる。このことは、一方において上がるのに一方が土地価格が下

がるのはなぜかというならば、それだけ今日の農業が困難を來たして、どうして若い者が農業に携わる熱意が失われておるといふことを端的に表わしておるものでございませう。そういう観点に立ちますならば、若干でも困難な今日の農業の状態を改善するといふことに眼を向けまして、いろいろな問題が、せめて今後共同化が多少でも進むといふこの両案に賛成したい、こう思うのであります。

すでに、この両法案につきましましていろいろの心配になる点があることは、個々の審議を通じて明らになつておりますとともに、その結果として、衆議院におきましては、この法案成立の後における運営については六項目にわたる附帯決議をつけておるのであります。さらに、もし本委員会の同意を見ますならば、ただいまの櫻井君提案の附帯決議をつけ、かようにいたしましていまだ足らざる点は、今後政府において十分考へる。そして、私も農林委員もともにこれを考へて、今日の農村の苦境を軽減して参る、こういう努力を重ねなければならぬと思ひます。ただ、この際私が指摘しておきたいのは、本委員会における大蔵当局の答弁はまことに遺憾でございませう。本来、農業基本法でございませう。この基本法及びこれに關連する法律を実施して参るには、単に農林当局だけの認識ではとうてい事足りない。どうしても、閣内あげてこの今日の苦しい農村の事態を匡救していかなければならぬといふことが出席された各大臣からそれぞれ述べられておつたのであります。ところが、一例をあげますと、確かに今度の改正によりま

して、団体につきましては税法上の若干の改正がなされ、また今後において、政府も法人税等については考へるようであります。しかしながら、団体の作るために、個人がみずからの不動産を出資する、こういうような場合になりますと、他の団体があるいは会社を作る場合と同じように譲渡所得税はものすごくかかるのであります。こゝでも清澤委員からも実例をあげて提示されましたけれども、もし三千万円の新しい団体を作る場合の譲渡所得は、実に三分の一の一千万円に及んでしまふ、かようなことでありますならば、とうてい構造改善といふ問題の急務すら実施することはできないのでございまして、これらのことについては今後十分改善して参らなければならぬと思ひます。そのことは内閣自体が農業基本法を作つた精神、その思想をば農林当局に限らずして政府全般が持つていただく以外には道はない、こゝう私は考へるのであります。

以上申し上げまして二法案には賛成をいたします。

○千田正君 農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、この二案が当委員会に議題になつてから、審議期間がきつて短く、もう一つは第一番に考へなければならぬのは、農業基本法が通つてからすでに半年以上たつていて、こういう農業の格差を是正する、あるいは国際農業との間の關連において日本の経済の成長のための基礎産業である農業の基本法がこういう敗行的な状況にあつてはならないといふ観点からいいますと、農業基本法そのものに対して十分ではな

かつた、さらにまた、ただいままで審議した過程におきましても、いろいろのまだまだ考へなきやうな点がたくさんあると思ひます。特にこの十月から貿易の自由化があるいはヨーロッパにおける共同市場の進出といふような問題も考へますといふと、日本の経済に及ぼす影響が非常に大きい、特に農山漁村等におけるところの従来日本の基礎産業に及ぼす影響といふものは、非常に甚大である。それに対処すべきところの法案としては、はなはだ残念ながら、十分とは申し上げにくい。そこで、私どもは、ほんとうを言つと、この問題を審議するに、少なくとももう一カ月くらいかかつてやりたいのであります。今国会はもうまさに幕切れの状況にある。衆議院から送付されて、わずかの期間で審議しなくてはならなかつたということ、一応これを通しておかないといふと、日本全国の農民が、政府並びに国会は、農業基本法を通したけれども、そのベースになるべきところの法案が十分に通過していないじゃないか、いつになつたら、しからば政府並びに国会が日本の農民に対して、ほんとうのいよめる将来の施策に対しての指針をきめるのか、こういう声が至るところで聞こえるのであります。はなはだ遺憾でありますけれども、一応この法案を通して、しかる後において、押し寄せてくるところの國際的な経済の波を農民がかぶらないように、さうして日本の農民のほんとうの底力であるところの政策を今後作らなければならぬと思ひますので、本日は遺憾でありますけれども、一応この法案

に賛成することにいたしました。

○森八三三君 私ほただいま議題となつております農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に對しまして、以下申し上げる意見を付して、衆議院送付の原案に賛意を表するわけであります。

農業基本法が成立いたしましたして、一刻も早く基本法の実があらつて参りますように、関連する法律を正しく整えていくということが日本の農業の現状、農民の生活の実感に即しまして、きわめて緊要でありますことは申すまでもございせん。そういうような趣旨にのっとりまして、この二つの法律が提案せられておりますわけでありす。もちろん内容的には幾多改善すべき問題点はあるといひましたが、当面、この法律を制定いたしましたして、農民の期待にこたへますことがきわめて重要な要諦であると考えらるべきであります。が、しかし、この法律を運営するにあたりまして、特に考慮を払わなければならぬ重要な点につきましては、本法の審査に關連いたしまして、私も本当に質疑をいたしまして、速記録にも残つておることでありまして、今こゝでそれを繰り返そうとはいひませんが、特に農業協同組合法の一部改正に關連いたしまして、農業協同組合の下部機構的な存在として、農事組合法人が今後設立をされていくわけでありまして、その農事組合法人と親組たるべき農業協同組合との間にいろいろの摩擦を招来する危険がなしとはいへないわけでありす。政府の当局におきましてはその間の事情を十分察知をいたしまして、さう

な事態が起きないように善処をし、指導をするというふうな御発言ではありますけれども、事はきわめてむづかしい問題でありまして、農村の実態を考えますと、必ずしも抽象的なそういうような指導方針といふものを持つていけるだけでは実施し切れないという問題が随所に起きてくると思ふのでありまして、私は農事組合法人の設立に關連いたしまして農業協同組合の発達を阻害することのございせんように、ほんとうに誠意を尽くして万全の措置を期待をいたすのであります。同時に、またその農事組合を創立いたしますときに、零細な農民諸君、特に経済的に困難をいたしております農民諸君にいたしましては、農事組合の形式的な資力を充実にしめるための出資といふことは非常に困難であることは予測にかたくなりません。自然、農地を現物出資という形にならうと思ふのであります。さうな場合に、先刻天田委員からも御指摘になつたわけでありまして、譲渡所得税が課せられるというふうな形式的な現行法を当てはめていくといふことになりまうといふと、実質的には農事組合の成立が非常に困難にならうと思ふ。またそれを押し切つてやるとすれば、非常に農民諸君に負担をかけるということになるわけでありす。この間の問題についても最善をいたされたいと思ひます。特に私はこの二法案の最終の段階におきまして農業協同組合が何といひましても今後における農業構造改善の中核的な団体として全機能を發揮していかねばならぬといふことでありますので、その農業協同組合の正しい発展を期待いたしますために農業協

同組合に課せられてゐる犠牲の軽減なり免除をはかりまうことが当然の義務であると思ひをいたしておりますので、出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会が各事業年度の所得のうち積み立てた、法律の規定による準備金の金額がある場合におきまして当該法人の各事業年度途中の日におけるその準備金の金額の合計額が、当日における出資総額の二分の一に相当する金額に達しないときは当該法人の各事業年度の所得のうち積み立てた金額については当該事業年度の所得に對する法人税は課税しないという趣旨の修正を行なうべきであるといふ考えを持つております。皆様の御同意があらば、この修正を行なつた上で可決をする、端的に申しますれば、農業協同組合に課せられてゐる法人税を免除するといふことをこの際は踏み切るべきである、そのことを改正として提案をいたしたいといふ考えを持つております。持つておりましたが、先刻櫻井君提案の附帯決議の第二項にも、そのことについて、政府の善処を求める趣旨の内容が織り込まれておる案も出ておりますことでもありす。このことにつきましては、政府の当局におきましても誠意をもつて次の国会なり、あるいはその次の国会なり、すなわち臨時国会なり、通常国会なりにその趣旨を取り入れた法改正をやることに全力をあげるといふように、誠意をもつて対処せられるといふことも承つておりますので、この際、会期の切迫も考慮いたしまして、法律修正の措置には出ません。出ませんが、このことにつきましては、どこまでもこの趣旨が実現されるということ、実は内容とし

て賛成をしておることをつけ加へまして、私の討論を終わります。○委員長(梶原茂嘉君) 他に御意見もございせんければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより両案を順次採決いたします。まず、農地法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(梶原茂嘉君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(梶原茂嘉君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中述べられました櫻井君提出の附帯決議案につきましてお諮りいたします。

櫻井君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(梶原茂嘉君) 多数と認めます。よつて、櫻井君提出の附帯決議案は本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他

の自後の手続につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないものと認めます。よつて、さう決定いたしました。

この際、三木大臣より発言を求められておりますので、これを許します。○国務大臣(三木武夫君) 農地法並びに農業協同組合法の一部改正法案の参議院の農林水産委員会御決議に對する政府の所信を申し述べたいと思ひます。

政府といたしましては、農業基本法の趣旨實現のため、両法案の施行にあたりましては、他の諸施策と合わせて、自立経営の育成、協業の助長の実をあげるよう努力して参りたい所存でございます。なお、農地取得に對する資金融通措置、農協及び農協連合会等の課税負担の軽減等につきましても、附帯決議の趣旨に沿つて今後十分に検討を加えて、両法案の目的達成に遺憾なきを期したいと思つております。

あと先になりましたが、河野農林大臣の留守中、私が臨時代理をいたすことになりました。よろしく御願いをいたします。(拍手)

○委員長(梶原茂嘉君) それではこれをもちて散會いたします。

午後五時三十五分散會

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反對に關する請願(第三三〇五号)(第三三

請願者 山形市緑町二ノ七 田

代洗太郎外二十名

この請願の趣旨は、第三三三二二号と同

じである。

---

第三三七〇号 昭和三十七年四月二

十一日受理  
解放農地補償に関する請願（二通）

請願者 富山県婦負郡婦中町上

外二十二名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は第三三二二号と同じである。

1

第三三九三号 昭和三十七年四月二

十三日受理

請願者 栃木県芳賀郡二宮町久

下田九二五 中川福一

外六百六十九名  
紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第三三二二号と同

してある

第三九四号 昭和三十三年四月二

第三十九号 昭和三十七年四月二  
十三日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 芳城町鹿島郡鹿島町宮中 東実外一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は第三三二二号と同じである。

1



第三四一四号 昭和三十七年四月二十四日受理

解放農地補償に関する請願（七通）

請願者 富山県中新川郡立山町五郎丸 舟橋健吉外五百六十五名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第三三三二二号と同じである。

第三四八二二号 昭和三十七年四月二十五日受理

解放農地補償に関する請願（二百三十二通）

請願者 青森県南津軽郡浪岡町大字大釈迦 古村誠外二百七十八名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三三三二二号と同じである。

第三五三三三三号 昭和三十七年四月二十八日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 徳島県那賀郡賀川町大字三栗 井上勝外三百四十九名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第三三三二二号と同じである。

第三五六四四号 昭和三十七年四月二十八日受理

解放農地補償に関する請願（五通）

請願者 大分県大分郡庄内町小野屋 永松芳弘外百三

十一名

紹介議員 村上春蔵君

この請願の趣旨は、第三三三二二号と同じである。

第三六一二二二号 昭和三十七年四月二十八日受理

解放農地補償に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市稲木町 沢崎正弘外五十名

紹介議員 武藤常介君

この請願の趣旨は、第三三三二二号と同じである。

第三六一三三三三号 昭和三十七年四月二十八日受理

解放農地補償に関する請願（三通）

請願者 栃木県鹿沼市上日向 富久田慶一外五百十名

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第三三三二二号と同じである。

第三三四四四四号 昭和三十七年四月十一日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町三島 田中武一

紹介議員 大和 与一君

わが国の農業は、特殊な生産機構と弱い経済力の上に立って、もっぱら労力的集約生産であり、国内生産機構と相異なる機構により生産される国外果物との競合は、日本果樹農業の盛衰を支配することは明白である。日本の果樹農業中重要なりんご栽培は漸次発展

し、経済的にも技術的にもその進境を示し、貯蔵技術等も進み、りんごは通年消費に供せられる重要な果物となっているが、自由化果物中主要なバナナとは完全に競合するもので、その影響を受ける点では国内果物のなかでもっともはなはだしいものである。日本果樹農業振興の重要性にかんがみ、バナナ等の輸入を自由化するにについては、外国果物生産と競争のできる時期までこれを差し止めるよう配慮せられたいとの請願。

第三四一三三三三号 昭和三十七年四月十四日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者 長野市大字北長池一、六二一朝陽農業協同組合長 土屋佳一外十一名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第三三四四四四号と同じである。

第三四九五五五号 昭和三十七年四月十六日受理

果樹農業振興に関する請願

請願者 宮城県本吉郡津山町横山字上鴻巣二七 伊藤 博外十二名

紹介議員 村松久義君

この請願の趣旨は、第三三四四四四号と同じである。

果樹農業振興に関する請願

請願者 長野県小県郡東部町滋野 寺島有隣

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第三三四四四四号と同じである。

第三五二〇〇号 昭和三十七年四月十七日受理

果樹農業振興に関する請願（二通）

請願者 愛媛県東宇和郡宇和町正司 藤外九十六名

紹介議員 増原恵吉君

この請願の趣旨は、第三三四四四四号と同じである。

第三五二二二二号 昭和三十七年四月十七日受理

果樹農業振興に関する請願（十通）

請願者 愛媛県西宇和郡三瓶町皆江 大洲屋勝義外百

紹介議員 堀本宜実君

この請願の趣旨は、第三三四四四四号と同じである。

第三四二六六六号 昭和三十七年四月二十五日受理

以東底びき網漁業完全廃止に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 坂本 又夫

近年、宮崎県沖合における以東底びき網漁業いわゆる機船底びき網漁業の違反操業は、目をおおむねあり、と

くに他県船の違反、なかでも夜間における禁止区域の侵入が多く、漁業秩序は混乱し、漁場資源は年とともに枯渇の一途をたどり、このため沿岸漁業者は生活の危機に立たされている有様で、県においては水産庁、海上保安庁等の協力のもとに漁業取締船二隻を配置し取締りにあたっているが、密漁船の性能が高度化されている今日においては、取締りの徹底が期し難い実情である。とくに本県沿岸における機船底びき網漁業の操業区域は極めて狭く、多数の県外船が禁止区域内で不法操業している現在では、県内許可船も禁止区域を侵して操業しなければ経営できないという現状であつて、これら機船底びき網漁業の漁場かく乱は、本県等細漁業者に対し極めて重大な影響を与えている次第であるから、本県沖合における漁場の荒廃、資源の枯渇を防止するとともに、漁業秩序を維持し、もって沿岸漁業の振興をはかるため、以東底びき網漁業の完全廃止と、現に操業している機船底びき網漁業者の他漁業への転業等につき特段の配慮をせられたいとの請願。

第三四二七七号 昭和三十七年四月二十五日受理

漁業法の一部改正に伴う中型まき網漁船の許可トン数引下げ反対に関する請願

請願者 宮崎県議会議長 坂本 又夫

紹介議員 平島敏夫君

今国会に提出されている漁業法の改正案によると、中型まき網漁船の五トン以上六十トン未満の大臣わく知事許可

対象船を、五トン以上四十トン未満に改めようとしているが、これが実現すると、四十トン未満と以上で、異なる漁場が現出するばかりでなく、宮崎県外の船とも、本県沖合で競合することが考えられ、いたずらに漁業秩序を混乱させ、新しい漁業調整問題が生起することは明らかであるから、沿岸漁業の振興のためにも、中型まき網漁船の許可トン数については、現行どおりとせられたいとの請願。

第三五一八号 昭和三十七年四月二十七日受理  
畜産振興安定対策に関する請願  
請願者 鹿兒島県議會議長 大坪静夫

紹介議員 田中茂穂君  
政府は、畜産振興を図るための諸施策を講じているが、現実には、いまなお不安定な要因が多く、特に流通部門における非近代的な実態は顕著であり、畜産振興をはばんでいる実情であるから、畜産振興対策として、(一)今回政府は、全国六箇所に畜産振興事業団買入れ市場を指定されたが、この買入れ市場に東京芝浦市場を指定されるとともに、芝浦市場は、旧態依然とした非近代的な取引がなされているので、これが整備合理化についてすみやかな措置を講ずること、(二)畜産振興事業団の買上げについては、現行の地域差を解消し全国同一価格により買上げること、(三)畜産の生産費を引き下げ収益性を高めることが必要であるが、生産費に占める資料費の比率が高いので、飼料価格の引き下げのため、供給価格の適正化ならびに系統割当量

および価格についても適正な方策を確立すること等の実現を期せられたいとの請願。

第三五一九号 昭和三十七年四月二十七日受理  
指定遠洋漁業におけるかつお、まぐろ漁業の許可方式改正等に関する請願  
請願者 鹿兒島県議會議長 大坪静夫

紹介議員 田中茂穂君  
現行法の指定遠洋漁業において、かつお、まぐろ漁業の許可方式は一括して規定されているが、その漁業形態は根本的に相違しており、これを一括して規定することは、漁場の利用および漁業の調整上好ましくない問題である。かつお漁業は鹿兒島県の基幹漁業であり、遠洋漁業許可方式が現行制度のもとに運用される限り、かつお漁業の衰退は必然的であって、関係漁民はもとより、県および国等の経済に与える影響もまた測り知れないものがあるから、漁業法の一部改正について、かつお漁業とまぐろ漁業とに分類し、新規大臣許可漁業として実態に即応した法の改正を行なわれたいとの請願。

第三五六三号 昭和三十七年四月二十八日受理  
果実の輸入自由化中止に関する請願  
請願者 愛知県春日井市大泉寺町七九 大竹勇外二百二十五名

紹介議員 成瀬 幡治君  
政府は、昭和三十七年十月から実施する方針で、貿易の自由化をすすめているが、果実が自由化されると、果実生産者は、現在においても資材や輸送賃等の統制により、果実の利益が漸次減少し、経営が困難になっているのに、この上、外国の果実が無制限に輸入され、国内果実の価格が下落することにあれば、さらに窮地に陥るから、果実の輸入自由化は絶対に中止せられたいとの請願。

第三六〇九号 昭和三十七年四月二十八日受理  
果実の輸入自由化中止に関する請願  
請願者 愛知県春日井市原町原町果樹組合内 梶田年外百五十二名

紹介議員 青柳 秀夫君  
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三六一〇号 昭和三十七年四月二十八日受理  
果実の輸入自由化中止に関する請願  
請願者 愛知県春日井市東野町東野町果樹組合内 梶田義一外二百四十二名

紹介議員 柴田 栄君  
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

第三六一一号 昭和三十七年四月二十八日受理  
果実の輸入自由化中止に関する請願  
請願者 愛知県春日井市役所農政課内園芸農業協同組合長 梶田忠逸外二

紹介議員 山本 米治君  
この請願の趣旨は、第三五六三号と同じである。

昭和三十七年五月十二日印刷

昭和三十七年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局